

【**廃食用油**】 回収場所：全小学校（★）および銀座・日本橋中学校（☆）・産業会館（◆）

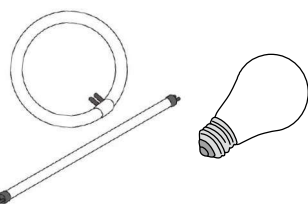
- 注意）食用（植物油）のもので、凝固剤などで固めていないもの。
（凝固剤などで固めたものは、拠点では回収できません。**燃やすごみへ**出してください。）
- ・食用以外のもの（石油・灯油など）は、**販売店へ**お問合せください。
 - ・廃食用油を入れた容器は、原則お持ち帰りください。



【**蛍光管（丸管・直管・電球型蛍光灯）**】 回収場所：全小学校（★）および銀座・日本橋中学校（☆）・産業会館（◆）

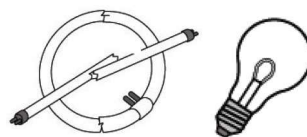
注意）割れないように、交換した際に出るケースに入れるか、新聞紙などの紙に包んで出してください。

【回収できるもの】 ○



蛍光管（丸管・直管・電球型蛍光灯）

【回収できないもの】 ✕



割れているもの・電球

燃やさないごみへ

【**体温計・血圧計・温度計（水銀式のもの）**】 回収場所：全小学校（★）および銀座・日本橋中学校（☆）・産業会館（◆）

注意）ケースに入れるか新聞紙などで包んでから出してください。



【**布 類**】 回収場所：リサイクルハウスかざぐるま、全小学校（★）および銀座・日本橋中学校（☆）・産業会館（◆）

注意）一度、洗ってから出してください。ボタンはつけたまま出してください。

【回収できるもの】 ○



Tシャツ、Yシャツ、セーター、背広、タオル、シーツ、靴下など

【回収できないもの】 ✕



革製品、雨がっぱ、ストッキング、スキーウェア、ぬいぐるみなどは**燃やすごみへ**

布団、毛布、座布団、じゅうたんなどは**粗大ごみへ**

- ★城東小学校の代替として中央清掃事務所で実施しています。
- ☆日本橋中学校は建替えのため令和7年6月まで実施します。
- ◆日本橋中学校の代替として令和7年7月から実施します。

【小型家電】 回収場所：リサイクルハウスかざぐるま、全小学校（★）および銀座・日本橋中学校（☆）・産業会館（◆）、区役所本庁舎、中央清掃事務所、日本橋特別出張所、月島特別出張所、晴海特別出張所

注意）・回収箱の投入口（縦 15 cm×横 26 cm）に入らない品物は回収できません。

- ・小型家電以外のものは回収できません（袋や箱はお持ち帰りください。）。
- ・一度、回収した品物はいかなる場合でもお返しできません。ご注意ください。
- ・携帯電話など情報機器のデータは必ず消去してから出してください。
- ・電池類は取り除いてから出してください（発火のおそれがあるため。）。

※回収した小型家電は、適切に保管・処理しますので、安心してお出しください。

★城東小学校の代替として中央清掃事務所で実施しています。

☆日本橋中学校は建替えのため令和7年6月まで実施します。

◆日本橋中学校の代替として令和7年7月から実施します。



(例)



携帯電話



携帯音楽プレーヤー



携帯ゲーム機



デジタルカメラ



ポータブルビデオカメラ



電氣かみそり



ポータブルカーナビ



電子辞書



卓上計算機



AC アダプター



タブレット端末



リモコン



IC レコーダー



USB メモリー・メモリーカード



電話



ラジオ



ドライヤー



モバイルバッテリー

拠点回収場所一覧

●土曜日のみ回収

	住所	小学校	品目名
京橋地域 ＜回収時間＞ 9:30～11:30	京橋 1-19-6	中央清掃事務所 ※城東小学校の代替	飲料用紙パック
	銀座 5-1-13	泰明小学校	
	湊 1-4-1	中央小学校	
	明石町 1-15	明石小学校	食品用発泡スチロール トレイ
	築地 2-13-1	京橋築地小学校	
	新川 2-13-4	明正小学校	電池類
	銀座 8-19-15	銀座中学校	
日本橋地域 ＜回収時間＞ 9:00～11:00	本石町 4-4-26	常盤小学校	廃食用油
	人形町 1-1-17	日本橋小学校	
	蛸殻町 2-10-23	有馬小学校	蛍光管
	久松町 7-2	久松小学校	
	兜町 15-18	阪本小学校	体温計・血圧計・ 温度計(水銀式のもの)
	東日本橋 1-10-1	日本橋中学校 ※令和7年6月まで	
	東日本橋 2-22-4	産業会館 ※令和7年7月以降	布類
月島地域 ＜回収時間＞ 10:00～12:00	佃 2-3-1	佃島小学校	
	月島 4-15-1	月島第一小学校	小型家電
	勝どき 1-12-2	月島第二小学校	
	晴海 1-4-1	月島第三小学校	
	豊海町 3-1	豊海小学校	
	晴海 5-3-5	晴海西小学校	



問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 清掃事業係 ☎ (3562) 1523

●随時回収（施設によって設置している回収箱が異なります。） ※施設の開館時間のみご利用いただけます。

地 域	住 所	施 設	飲料用紙パック	食品用トレイ	電池類	布 類	小型家電
京橋地域	あ 明石町	12-1	中央区保健所	○	○		
		14-2	明石町区民館	○	○	○	
	き 京橋	1-19-6	中央清掃事務所	○	○		※○
		2-6-7	京橋区民館	○	○		
		1-25-3	京橋プラザ区民館	○	○		
		4-13-17	銀座区民館※	※○	※○		
	し 新川	1-26-1	新川区民館	○	○		
		2-27-3	マイホーム新川	○	○		
		1-13-24	新富区民館	○	○		
	つ 築地	1-1-1	区役所 本庁舎※				※○
			区役所 別館	○	○	○	
		4-15-1	築地社会教育会館	○	○		
	は 八丁堀	3-17-9	京華スクエア(リサイクルハウスかざぐるま八丁堀※)	○	○	○	※○
		4-1-5	社会福祉協議会	○	○		
	み 湊	1-1-1	男女平等センター「ブーケ21」※	※○	※○		
日本橋地域	か 蛸殻町	1-31-1	日本橋区民センター(日本橋特別出張所※)	○	○	○	※○
		11-9	新場橋区民館※	※○	※○		
	こ 小伝馬町	5-1	十思スクエア	○	○		
	に 人形町	1-1-17	日本橋社会教育会館※	※○	※○	※○	
		2-14-5	人形町区民館	○	○		
	は 箱崎町	36-15	リサイクルハウスかざぐるま箱崎町	○	○	○	※○
		2-59-1	総合スポーツセンター	○	○		
		3-37-1	浜町会館※	※○	※○		
	ひ 東日本橋	2-22-4	産業会館	○	○		
	久松町	1-2	久松町区民館※	※○	※○		
	ほ 堀留町	1-1-1	日本橋保健センター	○	○		
月島地域	か 勝どき	1-5-1	勝どき区民館	○	○		
		6-7-8	豊海区民館※	※○	※○		
	つ 月島	1-9-2	月島スポーツプラザ※	※○	※○		
		3-13-5	月島清澄通りコミュニティルーム	○	○		
		4-1-1	月島区民センター(月島特別出張所※)	○	○	○	※○
	佃	1-11-1	シニアセンター	○	○		
		2-17-8	佃区民館※	※○	※○		
	は 晴海	1-4-1	アートはるみ※	※○	※○		
		1-5-1	マイホームはるみ	○	○		
		1-8-6	晴海区民館※	※○	※○		
		4-8-1	晴海区民センター(晴海特別出張所※)	○	○	○	※○
		5-2-3	晴海地域交流センター「はるみらい」	○	○	○	

拠点回収での注意事項

資源を入れてきた袋や容器は、お持ち帰りください(衣類以外)。
回収箱には、回収品目以外のものやごみは入れないでください。

家庭で園芸用に向かなくなった土の回収

※事業所から出る園芸用土は、回収しません。

回収日時・場所

毎週土曜日に、全小学校(★)および銀座中学校・日本橋中学校(☆)・産業会館(◆)で園芸用土の回収を行っています。

回収日時

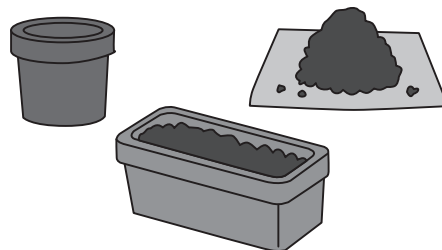
回収日	回収時間	
毎週土曜日	京橋地域	9:30～11:30
	日本橋地域	9:00～11:00
	月島地域	10:00～12:00

※各学校の名称および住所は、P.28をご覧ください。

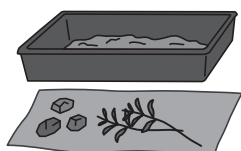
★城東小学校の代替として中央清掃事務所で実施しています。

☆日本橋中学校は建替えのため令和7年6月まで実施します。

◆日本橋中学校の代替として令和7年7月から実施します。



持ち込みの手順



①植物の枝や根、石などの異物を取り除く。



②土はビニール袋などに入れ替える。



③決められた回収曜日・時間に、土を持ち込む。

※不用になった植木鉢などは、以下のとおり処分してください。

素焼き・陶器製は**燃やさないごみへ**

プラスチック製は**燃やすごみへ**

(一辺の長さがおおむね30cmを超えるものは**粗大ごみ**です。)

一世帯が1日に持ち込みできる量は、20リットル袋を1つまでです。

〈参考〉50cm×20cm×20cmのプランターの土の量は約20リットルです。

回収した園芸用土を再生した土は、花と苗木の即売会等のイベントや、リサイクルハウスかざぐるま箱崎町で配布しています。

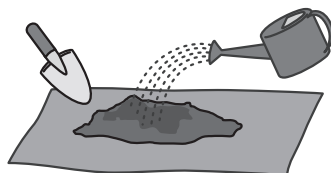
家庭で簡単にできる園芸用土のリサイクル

一度使った土は、きちんと処理をして堆肥などを補給することで、園芸用土として繰り返し使えるようになります。

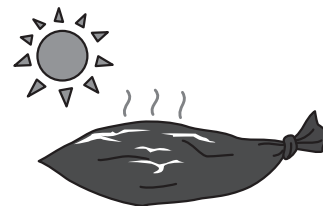


①土を乾かし、ふるいなどを使い根っこや石などの異物を取り除く。

※道具がない場合は手で異物を取り除いてください。



②異物を取り除いたら、土を十分に湿らせる。



③湿らせた土を密閉のできるビニール袋などに入れて日当たりの良い場所に置き、太陽熱で蒸し焼き状態にして殺菌・殺虫をする。

※春・夏は2週間程度、秋・冬は1カ月程度。



④晴れた日に③の土を容器に移し替えて、乾かす。

※容器がない場合は、ビニールなどを敷いて、その上に土を広げてください。



⑤乾いた土に、腐葉土を7:3(土:腐葉土)の割合で混ぜて完成。

※育てる植物によって配合が異なります。

問合せ先

環境土木部

環境課

環境啓発係

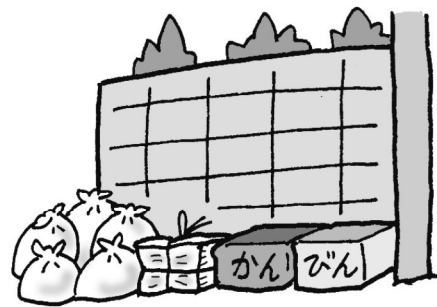
☎ (3546) 9592

集積所回収

お住まいの近くにある集積所で、資源・プラマーク（プラスチック製容器包装）を週にそれぞれ1回ずつ指定の曜日に回収しています。

回収品目は、紙類（新聞・雑誌／^{ざつがみ}雑紙・段ボール）びん、缶（スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ含む）、ペットボトル、金属製のなべ・やかん・フライパン、プラスチック製容器包装です。

出し方については、P.44～P.47「ごみと資源の分け方・出し方」をご覧ください。



資源物持ち去り防止対策

区民の皆さんが分別し、排出した資源物を第三者が持ち去る行為が見受けられます。

区では、このような行為を防止するために、「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」で資源物の持ち去り行為を禁止しています。

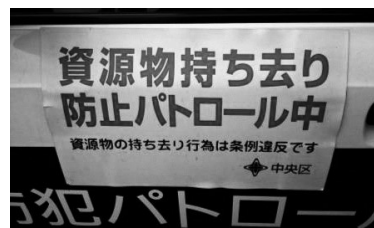
また、持ち去りを防止するために、次のような対策を実施しています。

資源物持ち去り防止パトロール

区内の集積所をパトロールしています。

なお、持ち去り行為を繰り返す者に対しては、氏名などの公表をします。

パトロール車にはこのステッカーが貼ってあります→



GPS端末による古紙持ち去り行為の撲滅対策

区では、関東製紙原料直納商工組合、日本製紙連合会、東京都資源回収事業協同組合と4者で覚書を締結し、GPS端末による追跡調査を行い、各組合における氏名などの公表や除名、買入れ拒否などの古紙持ち去り行為の撲滅対策に取り組んでいます。

びん・缶コンテナへの警告文表示

集積所に警告文を表示したびん・缶コンテナを設置しています。



《警告文を表示したコンテナ》

新聞回収袋の配布

集積所に出された新聞の持ち去りを防止するため、区の資源回収に出すことを明示した新聞回収袋を配布しています。

- 【配布場所】 区役所7階環境課、中央清掃事務所、日本橋特別出張所、月島特別出張所、晴海特別出張所、本の森ちゅうおう、日本橋図書館、月島図書館、晴海図書館
- 【注 意！】 回収袋には区の集積所に出す新聞と折り込みチラシのみを入れてください。

集団回収には使用しないでください。



《新聞回収袋》

資源を持ち去られないようにするためには…

- ・前日や夜中に出さない
- ・資源を出す時間を守る
- ・資源物持ち去り禁止の表示をする
- ・集団回収に参加する

【集団回収では】 集めた新聞などは契約回収業者が回収する旨を表示した「意思表示紙」の使用をお勧めします。
 ※集団回収「意思表示紙」は区のホームページからダウンロードするか、チラシなどの裏面を使用して手書きで作製してください。



《意思表示紙》

問合せ先 環境土木部 中央清掃事務所 作業係 ☎ (3562) 1521

フードドライブ

区では、フードドライブを実施しています。

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集めて、子ども食堂やフードバンク団体などの必要としている団体に寄附する活動のことです。フードドライブの推進は、食品ロス削減にも繋がる取り組みです。
 ※「フードバンク」とは、企業などから寄附された食品を必要とする方に配給する活動や団体を指します。

お持ちいただきたい食品

ご家庭で使いきれなかった**生鮮食品以外**の**常温保存が可能**なもので、賞味期限が持参日から**2カ月以上先**、かつ、包装や外装が破損・汚損していない**未開封**の食品類

注記1：塩・砂糖は未開封であれば、賞味期限の表示がなくても構いません。

注記2：米は精米日から1年10カ月以内のものをお持ち込みください。

注記3：お店や会社から出た食品、会社・マンションなどで備蓄している防災備蓄食料は、直接フードバンク団体などにお持ち込みください。

受付場所	中央区役所本庁舎 7階 環境課	日本橋・月島・晴海 特別出張所	中央清掃事務所 2階	リサイクルハウス かざぐるま八丁堀3階・箱崎町2階
時間	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで (祝日・休日および年末年始を除く。)			休館日を除く午前9時から 午後4時30分まで ※1
受付場所	環境情報センター「エコノバ」		ダイエー月島店 ※3	株式会社良品計画 無印良品銀座店1階
時間	年末年始を除く 午前9時から午後5時まで ※2		開業日 (24時間営業)	開業日 午前11時から午後9時まで

※1 休館日は、毎週月曜日、祝日、その他館内整理期間

※2 保守点検により、臨時休業の場合があります。

※3 回収ボックスが設置してあります。

問合せ先 環境土木部 環境課 環境企画係 ☎ (3546) 5408

パソコン・小型家電の宅配回収

小型家電リサイクル法の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)と連携した、小型家電の宅配回収を実施しています。回収品目にパソコン本体が含まれている場合、1箱分の回収料金(税込み1,848円)が無料となります。

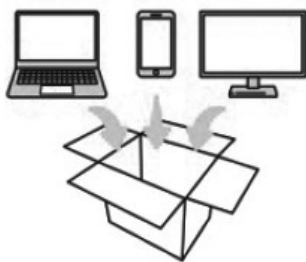
利用方法

1 お申込み



インターネット、電話またはファクスからお申込みをしてください。

2 回収物を詰める



データ消去して、ダンボール箱に詰めるだけでOK! **無料消去ソフト付き**

3 佐川急便が回収



佐川急便が、ご希望の日時に回収へお伺いします。最短翌日!

- ①インターネット、電話またはファクスでリネットジャパンリサイクル(株)に申し込む。
- ②小型家電を段ボール箱(3辺合計140cm・重量20kgまで)に梱包する。
- ③希望日時(最短翌日から2週間先まで指定可能)に宅配業者(佐川急便)が自宅まで回収に伺います。

申込先

リネットジャパンリサイクル(株)

ホームページ: <https://www.renet.jp/> ☎ (0570) 085 800

※ファクスによるお申込みは

区のホームページより申込書をダウンロードして、
申込先にお申し込みください。



▲宅配回収の
ホームページ

問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 清掃事業係 ☎ (3562) 1523

エコまつり

リサイクル、ごみの減量や発生抑制、省エネルギーなどの環境問題全般について、クイズや体験を通して楽しみながら学べる環境イベント「エコまつり」を年1回開催しています。

リサイクル自転車の販売や間伐材を使った工作などのほか、区内事業所や環境団体が日頃取り組んでいる環境活動を展示するなど、さまざまな視点から“私たちにできるエコ”を紹介しています。



▲エコまつりの様子

問合せ先

環境土木部 環境課 環境啓発係 ☎ (3546) 9592

清掃リサイクル講演会

循環型社会実現のためには、一人一人がリサイクルやごみの発生抑制・減量に取り組んでいかなければなりません。

いまできる事を考え、行動してもらう目的で毎年1回、清掃リサイクル講演会を開催しています。



▲講演会風景

問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 管理係 ☎ (3562) 1522

清掃リサイクル学習

区では、区民一人一人の「もったいない」という意識を高め、日常生活から排出されるごみの発生抑制の重要性について普及・啓発を図っています。特に子どもたちから、環境に対する意識向上を図り、清掃リサイクル事業への理解を深めることが効果的であるため、年齢に応じた体系的な清掃リサイクル学習を推進しています。



▲幼稚園実施風景



▲小学校実施風景

問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 清掃事業係 ☎ (3562) 1523

チャットボット

ごみ・資源の分別などについて、チャットボット(問い合わせや簡単な質問について、人工知能を活用し対話形式で自動応答するシステム)を導入しています。分別の仕方を知りたいごみ・資源の品目を入力するとチャットボットがお答えします。

中央区のホームページか中央区のLINE公式アカウントで友だち登録すると利用できます。



② 分別を知りたい場合はここに品目を入力



こちらの2次元コードを読み込むと中央区LINE公式アカウント「友だち追加」画面にジャンプします。

表示される「追加」ボタンを押して登録完了です。

刊行物

ごみの発生抑制、減量、適正処理およびリサイクルについて理解してもらうことを目的に、小学生向けのリサイクルハンドブック（低学年用・高学年用）を作成し、区内小学校へ配布しています。詳しくは中央区ホームページをご覧ください。

小学校低学年用 「ごみとリサイクル」



小学校高学年用 「できることから始めよう」



中央区ホームページへのアクセス方法

中央区ホームページ <https://www.city.chuo.lg.jp/>

トップページの「ごみ・リサイクル」をクリック→「ごみ減量・リサイクル」→「資料・刊行物」の順にクリックし、「刊行物」の欄よりご覧ください。

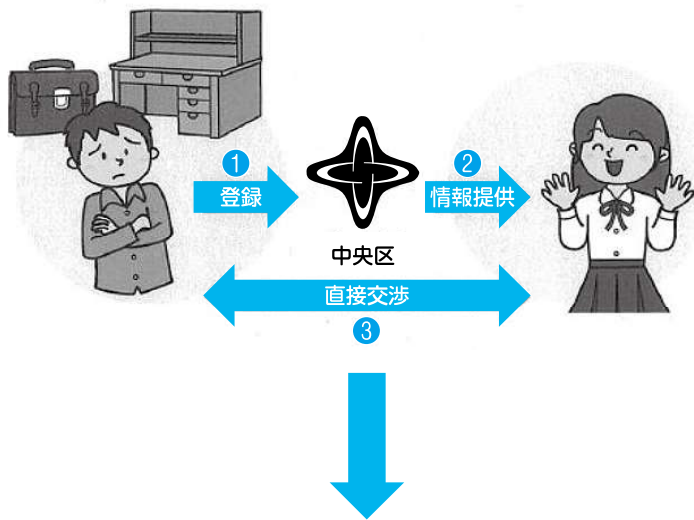


問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 清掃事業係 ☎ (3562) 1523

不用品交換システム

ご家庭で不用になった雑貨や家具などを必要としている方に役立ててもらうため、「不用品の情報交換」を行っています。「ゆずりたい（無償・有償）」、「ゆずってほしい」品物がありましたら、ぜひご利用ください。



希望があれば、かざぐるまの施設の掲示板での掲示に加えて、ジモティー（WEB掲示板）にも掲載できます。



ジモティー掲載イメージ

利用方法

- ① 専用はがき※1に必要事項を記入の上、リサイクルハウスかざぐるままで、郵送または持参をしてください。
- ② リサイクルハウスかざぐるまの掲示板とジモティー（希望者のみ）に、交換情報を約8週間掲載します。
- ③ ゆずってほしい（ゆずりたい）品物がありましたら、当事者間で直接交渉を行ってください。

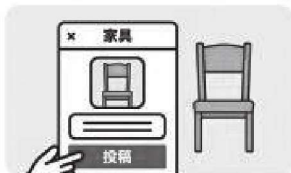
※1 専用はがきの主な配布場所

- リサイクルハウスかざぐるま
- 環境課（区役所7階）
- 日本橋特別出張所
- 月島特別出張所
- 晴海特別出張所

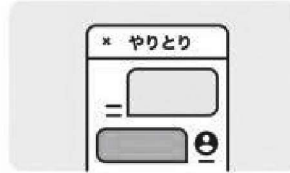
さしあげます・ゆずります・ゆずってくださいカード	
A さしあげます（無償） B ゆずります（有償） C ゆずってください（いずれかに○を付けてください）	
品名	
品名等 (メーカー・型番・サイズ等分かる範囲で記入してください)	(メーカー) (型番) (サイズ) cm
使用程度等	新品・新品同様・普通・劣る(○を付けてください)
希望価格	円
購入時価格	円
要望・伝言	
WEB掲載希望	あり・なし (○を付けてください)
名前	
電話	自宅・勤務先 ()
住所	
勤務先住所	

※15歳以上の区内在住・在勤・在学者が対象です。
 ※資料品、衣類品、生活品、雑物、貴重品、自動車などは出品できません。
 ※掲載品目については、安全に扱う使用できるように、当事者間で確認をお願いします。
 ※本市内の事業所について掲載によりWEBに掲載します。個人情報は掲載しません。
 ※2020年7月現在までの掲載です。掲載後は掲載を終了します。

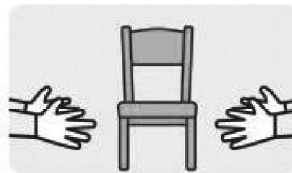
1. 品物を撮影して投稿！



2. 問い合わせが来たら日程を調整



3. 品物を引き渡して…



4. 相手にお礼をおくって完了！



問合せ先

リサイクルハウスかざぐるま
 【八丁堀】 ☎ (6275) 2961
 【箱崎町】 ☎ (3668) 5037

環境土木部 環境課 環境啓発係
 ☎ (3546) 9592

不用品交換システム
 中央区ホームページ



標準服等リユース事業「りゅぽ〜と」

卒業や成長に伴って着られなくなった区立学校・幼稚園の標準服・園服を回収し、クリーニングや補修を行った上で、必要とする子どもの保護者にクリーニング等の実費相当額で譲渡する事業です。

寄附方法

寄附したい標準服・園服を袋に入れて、袋にどの学校・幼稚園の標準服・園服かを記入の上、参加学校・幼稚園に設置の回収ボックスに入れてください。

譲渡を受ける方法

譲渡会で以下の書類を提示した上で、譲渡を希望する標準服等の種類に応じた譲渡料を支払ってください。

- ①本人確認書類
- ②子どもがりゅぽ〜と参加校・園に在籍中（入学・入園予定）であることの確認書類

◎参加校・園、譲渡会情報、在庫など詳細は、中央区ホームページをご覧ください。

問合せ先

●譲渡についての問合せ先

りゅぽ〜と作業室 ☎ (6280) 3121

※木・金曜日のみ（回収作業での外出などで出られない場合があります。）

●事業についての問合せ先

環境土木部 環境課 環境啓発係 ☎ (6278) 8243



▲回収ボックス



▲標準服等リユース事業「りゅぽ〜と」のホームページ

リサイクルハウスかざぐるま

ご家庭で不用になった衣類・雑貨などを欲しい人にゆずることが出来る場所を提供し、再使用（リユース）活動を促進しています。

開館時間 午前9時～午後5時
(出品・精算の際は、午後4時30分までにご来館ください。)

休館日 毎週月曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）、
その他館内整理日

所在地、交通アクセス、問合せ先は P.52 をご覧ください。



▲展示室（かざぐるま箱崎町）



◀リサイクルハウス
かざぐるまの
ホームページ

八丁堀

<かざぐるま八丁堀>

施設の内容

不用品の展示室
不用品の受付・精算カウンター
不用品交換情報コーナー

箱崎町

<かざぐるま箱崎町>

施設の内容

不用品の展示室
不用品の受付・精算カウンター
不用品交換情報コーナー
ミシン室
工房室

環境情報センター「エコノバ」

環境情報センター「エコノバ」は、地球温暖化などのさまざまな環境問題に関する情報や取り組みを広く発信するとともに、区民や事業者、環境活動団体が環境活動の場として利用することができる施設です。

また、環境問題への関心や環境活動の輪を広げていくための講座や、楽しみながら環境について学べる体験型のワークショップなど、各種のイベントを実施しています。

開館時間 午前9時～午後9時

休館日 年末年始（12月29日～1月3日）
※ただし、施設の清掃や保守点検のため、臨時休館することがあります。

所在地、交通アクセス、問合せ先は P.52 をご覧ください。

施設の内容

- ・ 展示情報コーナー
- ・ 研修室 1（有料）
- ・ 研修室 2（有料）
- ・ 交流室
(環境活動登録団体のみ利用可)



▲環境情報センター
のホームページ



▲展示情報コーナー

その他のリサイクル事業

リサイクル推進協力店

区では、リサイクル商品を取り扱っているお店や簡易包装などを推進しているお店など、ごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる販売店などを「リサイクル推進協力店」として認定し、区民の皆さんに紹介しています。これにより、リサイクル活動の推進およびリサイクル意識の向上を図っています。



リサイクル推進協力店
ステッカー

- ・リサイクル商品や環境保全型商品を積極的に販売し、または取り扱っているお店
- ・使い捨ての容器や商品などの販売および使用を自粛しているお店
- ・簡易包装を推進しているお店
- ・以上のほか、リサイクル活動を積極的に推進しているお店

問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 清掃事業係 ☎ (3562) 1523

自転車のリサイクル

区が撤去・保管している放置自転車のうち、引き取り手のない自転車を中央区放置自転車リサイクル事業協力店（以下「協力店」という。）により点検・整備し、協力店で販売しています。

販売自転車につきましては、直接協力店にお問合せください。



問合せ先

環境土木部 交通課 交通対策係 ☎ (6278) 8171

★リサイクル推進協力店および中央区放置自転車リサイクル事業協力店は区のホームページをご覧ください。

中央区ホームページへのアクセス方法

中央区ホームページ <https://www.city.chuo.lg.jp/>

トップページの「ごみ・リサイクル」をクリック→「ごみ減量・リサイクル」→「不用品の販売、交換・土のリサイクル」の順にクリックし、「リサイクル推進協力店」の欄よりご覧ください。



事業用大規模建築物（延床面積3,000㎡以上）のごみ減量とリサイクルの推進

区内で発生するごみ量の約80%を事業系廃棄物が占めています（令和元年度中央区ごみ排出事態調査より）。
区では、ごみの排出量が多い事業用大規模建築物への立入検査を行い、ごみ減量・適正処理の指導・助言を行っています。

事業者の責務 〔中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「条例」という）第8条。〕

- 廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により「廃棄物減量」に努める。
- 廃棄物は自らの責任において適正に処理する。

事業用大規模建築物の所有者等の義務 〔条例第18条〕

（事業用途に供している延床面積が3,000㎡以上の建築物に適用）

- 廃棄物管理責任者を選任する。
- 再利用に関する計画を作成し、区長へ提出する。
- 敷地内に再利用対象物の保管場所を設置する。
- 廃棄物を排出する者は、廃棄物の減量について所有者に協力する。



★廃棄物管理責任者の役割（事業用大規模建築物における廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する要綱第6条）

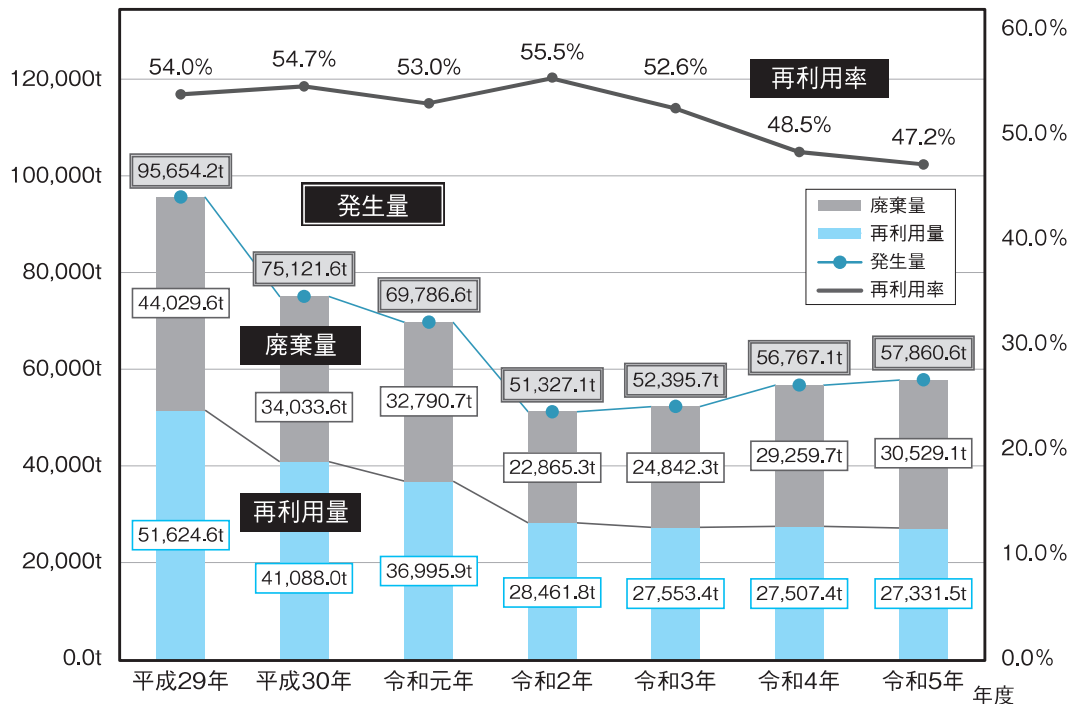
- ・ 廃棄物、再利用対象物の発生量・搬入先などの把握
- ・ 3R推進のための所有者との連絡調整や区との連絡調整
- ・ テナント、社員などへのごみ減量、リサイクルおよび適正処理の要請

所有者等が違反した場合 〔条例第20条、21条、22条〕

義務に違反した所有者等に対して、区は必要な改善勧告等を行うことができます。

この改善勧告に従わない場合には、所有者名等を公表し、それでも勧告に従わなかった場合には、区長の指定する処理施設（清掃工場など）への搬入禁止や収集もしくは運搬の拒否をすることがあります。

中央区の事業用大規模建築物のごみの現状



	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
件 数	1,005	1,007	960	952	955	981	986	(件)
発生量	95,654.2	75,121.6	69,786.6	51,327.1	52,395.7	56,767.1	57,860.6	(t)

※端数処理のため発生量と内訳が一致しない場合があります。

上の図は、区内の事業用大規模建築物から発生する一般廃棄物(可燃物)の発生量及び再利用率(率)を年度ごとに集計したグラフです。

発生量は、平成29年度をピークに、平成30年度と令和2年度に大きく減少しています。平成30年度は東京都中央卸売市場築地市場が豊洲に移転したこと、また、令和2年度は新型コロナウイルスの流行により、テレワークの導入や飲食店の時短営業などが影響し、発生量が減ったものと推察しています。

再利用率は、令和2年度をピークに下がっています。これにも新型コロナウイルス感染症が大きく関わっているものと思われます。感染対策としてマスクやペーパータオル、紙コップなどの使用が増え、使用後はそのまま可燃物として出されているものと推察しています。

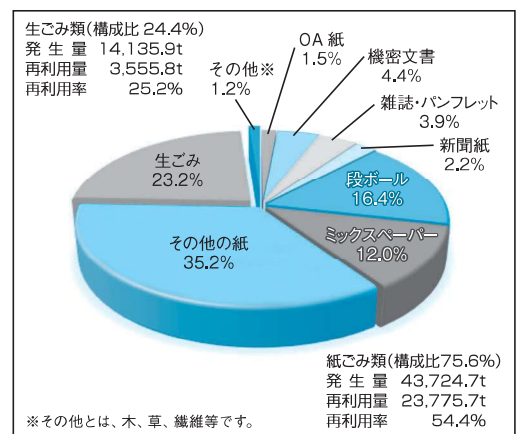
右の円グラフは、令和5年度の事業用大規模建築物から発生した一般廃棄物(可燃物)の組成と生ごみ類および紙ごみ類の発生量や再利用率、再利用率をあわせて記載しています。

紙ごみ類は全体の約76%(約43,725t)を占めており、その約54%(約23,775t)が再利用されています。しかし、生ごみ類は全体の約24%(約14,136t)ですが、その再利用率は約25%(約3,556t)に留まっており、紙ごみ類と比較すると低い水準になっています。

これは、生ごみ類は紙ごみ類に比べ再利用(堆肥化等)に係る処理経費の負担が大きいことが原因の一つとして挙げられます。「食品リサイクル法に基づく基本方針」(令和元年7月12日)において、事業系の食品廃棄物のうち、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品ロスの削減について、平成12年度比で令和12年度までに半減させる目標が設定されていますが、令和4年度にその目標が達成されたことにより、今後新たな目標値が設定されることが予測されます。それを踏まえ、引き続き積極的な食品廃棄物の発生抑制の取り組みを行うことが求められています。

中央区は、区内のほとんどが商業地域であり、たくさんの事業用ビルが建っており、令和元年度中央区ごみ排出実態調査では、区内で発生するごみ量の約80%が事業系廃棄物と推計されています。

中央区でごみの減量を進めていくためには、各事業者の3R(**Reduce: リデュース、Reuse: リユース、Recycle: リサイクル**)によるごみ減量のための行動が必要です。区では、事業所への立入検査を継続実施し、ごみ減量とリサイクルについてアドバイスなどを行っています。



ちゅうおうエコ・オフィス町内会

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」は区内で事業を営む皆さんが、オフィス古紙の効率的な回収を行うことにより、ごみの減量と資源の有効利用を図ることを目的にしています。オフィスの皆さんが簡単に参加できる循環型社会を目指した古紙回収システムです。



特 徴

●かんたん、手間のかからない古紙の分別

回収ボックス（4個セット）とキャスターを無料レンタルします。

オフィスの皆さんは、4個セットの回収ボックスに分別した紙を入れるだけで、手間がかからず、保管もスッキリ清潔にできます。

回収ボックスは、基本はボックス4個+ふた・キャスターのセットで、移動もスムーズ。コンパクトな縦置きタイプなので場所をとりません。

サイズは4個セットでたて398ミリメートル×よこ562ミリメートル×高さ1,345ミリメートルです。1ボックスには、約20キログラムの古紙が収納可能です。

回収方法

●オフィスの都合に合わせた回収（途中変更可能）

回収日程は下記の4種類から選ぶことができます。

- ① 2週間に1回 ② 4週間に2回 ③ 6週間に1回 ④ 連絡による回収

あとは、専門の回収会社がオフィスにうかがい、古紙をボックスごと回収し、空のボックスと交換していきます。（共同ビルの場合、1テナントだけでも参加できます。各企業のオフィスまで回収にうかがいます。）

●オフィス環境に合わせた古紙分別

紙の種類や排出量に応じて、次の4種類から自由に組み合わせられます。

1. 上質コピー用紙 2. 再生紙（再生コピー用紙） 3. 新聞・折込み広告等チラシ 4. 雑誌、その他の紙
＜この他に、次のものも同時に回収できます。＞

・ダンボール（ヒモでしばる。）

・シュレッダー済み古紙（サイズ：5ミリメートル×2センチメートル以上。ビニール袋に入れて空気を抜く。）



経済的な古紙回収システム

このシステムは、古紙回収を共同で行うことにより、回収料金を抑え、さらに古紙の売却代金を返還することで、負担金のコストダウンが可能です。事業系ごみ処理料金(23区)の1kg当たり46円に比べて割安です。

申込・問合せ先

ちゅうおうエコ・オフィス町内会事務局代行 株式会社この東京営業所
☎ 090-6789-8699 ファクス (5735) 9178

※「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」入会申込書は、区のホームページからダウンロードできます。

制度の問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 排出指導係 ☎ (3562) 1524



▲ちゅうおうエコ・オフィス町内会のホームページ

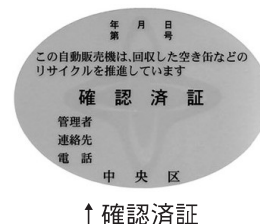
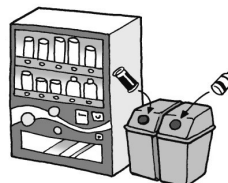
飲料用自動販売機における回収容器の設置

区では、空き缶の散乱防止と資源の再利用促進のため、自動販売機の飲料販売者または管理者に回収容器の設置および空き缶等の再利用を条例で義務づけています。

※ただし、建築物の内部や事務所、工場等の関係者しか利用できないものは対象外です。

回収容器の基準

1. 近隣の美観を損なわないものであること。
2. 容器の容量がおおむね 30ℓ以上であること。
3. 空き缶などを入れることが分かる表示があること。



確認済証の交付

・対象になる飲料用自動販売機を設置する場合は、あらかじめ自動販売機ごとに「設置届」を提出してください。届出に基づき、回収容器の基準を満たしているかを確認し、「確認済証」を交付します。

問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 排出指導係 ☎ (3562) 1524

※設置届は区のホームページからダウンロードできます。



▲設置届のホームページ

建築物の解体工事および建設工事における建設廃棄物の分別・リサイクル

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、解体工事や建設工事などを行う際に、建設廃棄物の分別・リサイクルが義務づけられています。発注者（建築主など）は、対象となる建設工事などを行う場合には、分別解体の計画などを届け出る必要（工事着手の7日前までに届出）があります。

届出対象工事

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金（税込）の額 1 億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金（税込）の額 500 万円以上

分別・リサイクルの対象となる建設廃棄物

- ①コンクリート
- ②コンクリートおよび鉄からなる建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート板など）
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート



問合せ先

都市整備部 建築課 建築調整係
☎ (3546) 5463

ちゅうおう食べきり協力店

食品ロスの削減に取り組む区内の飲食店などを「ちゅうおう食べきり協力店」として認定し、区のホームページで紹介しています。

取り組み内容

- 小盛りメニューやハーフサイズなどの設定
 - ステッカーやポスターなどの掲示による食べ残し削減のPR活動
 - ばら売りや量り売りなどによる食品の提供
 - 賞味期限または消費期限の近い食品の割引販売
 - その他食品ロスを削減するための取り組み
- ※食べ残した料理の持ち帰り希望者への対応は含まれません。



食べきり協力店ステッカー



協力店の紹介および登録の申請方法については
区のホームページをご覧ください。

問合せ先

環境土木部 中央清掃事務所 清掃事業係 ☎ (3562) 1523

▲ちゅうおう食べきり
協力店のホームページ

ごみと資源の分け方・出し方

燃やすごみ

生ごみ・木くず・紙くずなど

生ごみ ※よく水分を切ってから出してください

紙おむつ ※汚物は除く

たばこの吸殻

少量の植木の葉・枝 ※長さをおおむね50cm以下にする

資源に出せない紙類 紙くず・感熱紙・写真など

プラスチック類

CD・CD ケース ビデオテープ

おもちゃ ラップ類

ゴム・皮革類

革ぐつ 革のかばん ゴム手袋 ゴムホース ※ひも等でしる

【出し方】

「透明もしくは半透明の袋」または「ふたつきの容器」で出す。
※袋の口は、テープ止めではなく結ぶ

燃やさないごみ

金 属 類

針金ハンガー アルミホイール 工具

汚れの落ちない缶 ※鋭利なものは紙などに包み「危険」と表示する

刃物 (紙などに包み「危険」と表示する)

小型家電製品や時計など ※一辺の長さがおおむね30cmを超えるものは粗大ごみで出す(P.48) ※縦15cm×横26cm以内のものは拠点回収で出す(P.28)

使い捨てカイロ

ガラス・陶磁器類

電球・割れた蛍光管 ※交換した際のケース等に入れて出す ※割れていない蛍光管は拠点回収(P.27)へ

(割れているものは紙などに包み「危険」と表示する)

電池類

筒型のマンガン・アルカリ乾電池・リチウム一次電池・ニッケル一次電池・コイン型リチウム電池

※上記の電池類(コイン型リチウム電池を除く)は拠点回収(P.26へ)に出してください。
※拠点回収に出せない場合、他の燃やさないごみとは別の袋に入れて、分けて出してください。

【出し方】

「透明もしくは半透明の袋」または「ふたつきの容器」で出す。
※袋の口は、テープ止めではなく結ぶ

注意)「水銀を含むごみ」の出し方

製品の例	体温計・血圧計・温度計(水銀式のもの)	蛍光管	ボタン型電池
出し方	拠点回収にてお出ください。	拠点回収にてお出ください。	回収協力店の回収ボックスへお出ください。

事業所からの出し方

～燃やすごみ／燃やさないごみ～



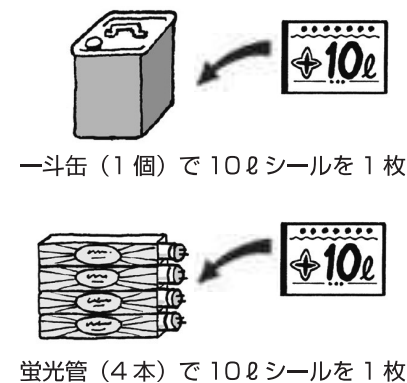
【袋で出す場合】

- ・袋の容量に見合った有料シールを上部の見やすい位置に貼る。
- ・袋の口は、テープ止めではなく結ぶ。

【容器で出す場合】

- ・シールは容器に直接貼らず、ごみの上に新聞紙などを乗せた上に貼る。

●袋に入れにくい物の例



注意)「水銀を含むごみ」の出し方

事業活動に伴い、水銀をはじめとする有害廃棄物を排出する場合は、法律に基づき廃棄物の処理を許可された業者を通じた適正な処理をお願いします。

プラスチック製容器包装



左記のプラマークがついている容器と包装です。

プラスチック製容器包装の例

- ・プラスチック製容器包装とは、商品を入れるプラスチック製の「容器」や商品を包む「包装」で、中身の商品を出したり、使ったりした後に、不要となるものです。

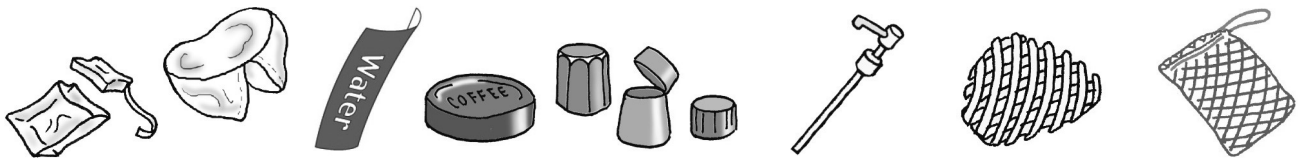
★商品を入れているもの★



ボトル容器／豆腐・卵のパック／カップ麺の容器、ヨーグルト・アイス等のカップ／レジ袋／弁当がら／トレイ…など

★商品を使ったり、分離した場合に不要となるもの★

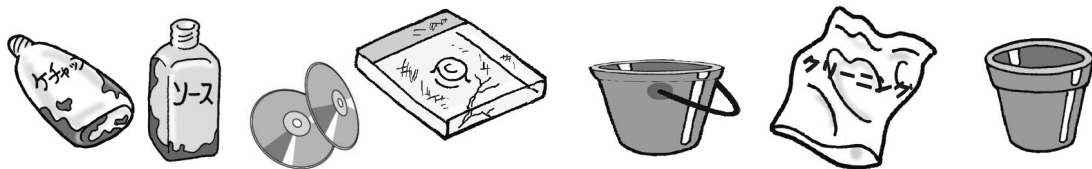
※ペットボトルのキャップや商品の外装フィルムなどのように、本体と分離してしまうようなものは、プラマークの表示が本体と一緒に表示されたり、別に分離できるものに表示されている場合があります。



カップ麺やたばこなどの外装フィルム／ペットボトルのラベルやキャップ／シャンプーなどのポンプ／果物ネット／商品を包む緩衝剤やシートなど

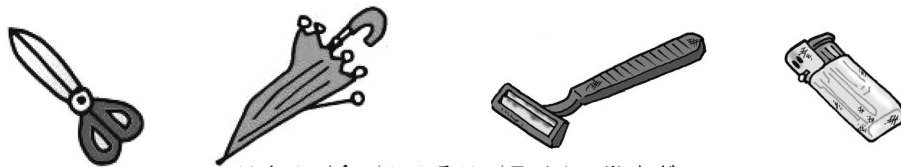
こんなものは出せません!

- ①  プラマークが無いもの、プラマークがあっても汚れているものは出せません。**燃やすごみ**の日に出してください。



汚れが落ちないもの／CD・CD ケース／ポリバケツ／クリーニングの袋／洗面器／植木鉢 など

- ②プラスチックで出来ているものでも金属類などが一体化して取れないものは、**燃やさないごみ**の日に出してください。



はさみ／傘／かみそり／ライター※ など ※中身を使い切る

プラスチック製容器包装の出し方

- ①中身が入っていないことを確認し、汚れている場合はふき取るか、軽く水ですいでください。



- ②中身の見える袋に入れて、「プラマーク」の日に出してください。

※袋の口は、テープ止めではなく結ぶ



事業所からの出し方

袋の容量に見合った有料シールを貼って出してください。



新聞、雑誌・雑紙、段ボール

新聞



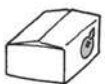
品目別につまみ分けしてください



雑誌



段ボール



雑紙（包装紙・はがき・封筒・厚紙・紙袋・菓子箱など）

※封筒や箱に付いているビニールは取り除く。



紙袋に入れて散らからないようにする

【回収できません!】

感熱紙、カーボン紙、写真、紙コップなど

→燃やすごみへ

ファイルの金具やクリップなど

→燃やさないごみへ

びん、缶、金属製のなべ・やかん・フライパン

びん

★中をすすぐ

※キャップやふたははずす。



直接コンテナへ入れてください



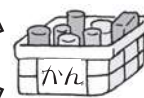
黄色のコンテナへ

缶（アルミ・スチール缶）

★中をすすぐ



直接コンテナへ入れてください



青色のコンテナへ

金属製のなべ・やかん・フライパン



※直径が30cm以下のもの（柄の長さは含まない）

【回収できません!】

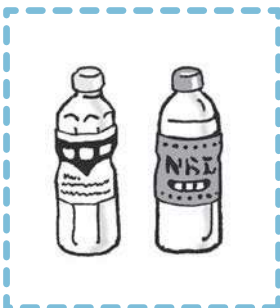
びん…ひどく汚れている、割れているびん

缶…一斗缶・ひどく汚れている缶

→燃やさないごみへ

ペットボトル

①キャップとラベルをはずす



キャップ・ラベル

→プラマークへ



このマークがついている
ペットボトルが対象です

②水洗いをする



③つぶす



④「透明または半透明の袋」に入れる
※袋の口は、テープ止めではなく結ぶ



【回収できません!】

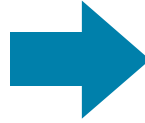
汚れが落ちない、油がついているペットボトル→燃やすごみへ

スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ

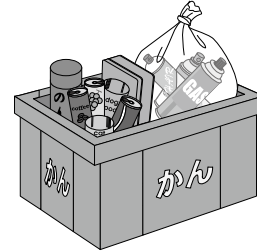
《対象》スプレー缶（整髪用、殺虫剤など）、
カセットコンロ用ガスボンベ



①中身を使い切っているか
確認する。



②「透明または半透明の袋」に入れ資源の
青色コンテナに出してください。
※袋の口は、テープ止めではなく結ぶ



注意

穴は開けない
でください

エアゾール缶は、風通しの良い場所で「中身排出機構、残ガス排出機構のキャップ、ボタン」
などを使って中身を出し切ってください。エアゾール製品処理対策協議会（5207-9850）

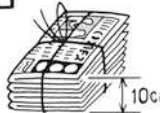
事業所からの出し方

新聞、雑誌・雑紙、段ボール



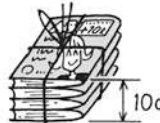
10円シールを1枚貼る場合の例

新聞



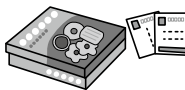
四つ折にした場合、
高さ 10cm

雑誌



高さ 10cm

ざつ
雑紙



雑紙は
紙袋に入れて
散らからない
ようにする



段ボール



（約 35cm×55cm×
35cm）2枚分

びん、缶、ペットボトル、 金属製のなべ・やかん・フライパン

袋の容量に見合ったシールを貼る。（袋の口は、テープ止めではなく結ぶ）



ペットボトル



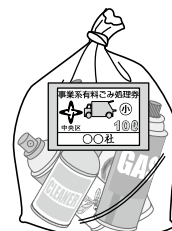
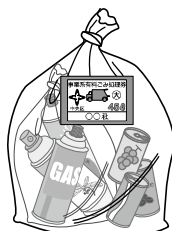
びん



缶と金属製のなべ・
やかん・フライパン

- ・缶と金属製のなべ・やかん・フライパンは、一緒の袋に入れる。
- ・びん、ペットボトルは、それぞれ別の袋に入れる。

スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ ※袋の口は、テープ止めではなく結ぶ



【他の空き缶と一緒に出す場合】

スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベを
「透明または半透明の袋」に入れた上で、他
の缶類と一緒に「透明または半透明の袋」
に入れて、貼ってください。

【スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ だけ出す場合】

まとめて「透明または半透明の袋」に入れて、
貼ってください。

その他

粗 大 ご み ※事業所からでる粗大ごみは収集できません。

ご家庭から出る一辺の長さがおおむね 30cm を超える家具や寝具などは粗大ごみとなります。

粗大ごみ受付センターへお申し込みください。

〈申込先〉

粗大ごみ受付センター ☎ (6833) 2525

受付時間：月曜日～土曜日の午前 8 時～午後 7 時

インターネットによる 24 時間受付も行っています。

<https://ecolife.e-tumo.jp/kankyo-chuo-tokyo-u/>

有 料



●品目により、処理手数料が異なります。

事業系廃棄物

【事業者の責任】

事業活動に伴って発生するごみ・資源は、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません（自己処理責任の原則—廃棄物の処理及び清掃に関する法律<第 3 条>—）。

したがって、事業者から排出される廃棄物については、基本的には事業者自身によって、許可を受けた業者に委託したり、自主回収ルートを活用するなど適正な処理をすることが必要です。

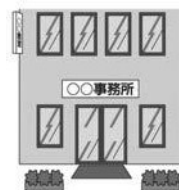
区の収集を利用できる事業者は？

1 日のごみの排出量が 50kg 未満の小規模事業者です。ただし、区の収集を利用する場合には、燃やすごみ・燃やさないごみ・プラマーク・資源（種類ごとの袋）、それぞれに中央区の事業系有料ごみ処理券が必要です。

◆ ひとことメモ ◆

中央区の「有料粗大ごみ処理券」および「事業系有料ごみ処理券」は、区内の小売店や主なコンビニエンスストアの各店舗（右のステッカーのあるお店）または中央清掃事務所でお求めください。

（ 中央区の表示があるもの）



家電リサイクル法対象品目 ※業務用の家電は収集できません。

家電リサイクル法により、下記の家電製品は粗大ごみとして収集できません。

エアコン、ブラウン管テレビ、液晶・プラズマ・有機ELテレビ、洗濯機、冷蔵庫（冷凍庫）、衣類乾燥機

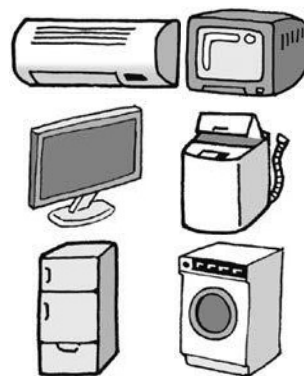
- ・過去に購入したお店、または買い替えをする店に引取りを依頼してください。
- ・引越しの場合や購入した店が不明の場合は、以下へお申し込みください。

〈申込先〉

家電リサイクル受付センター ☎ (0570) 087200

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）

※家電リサイクルには「収集・運搬料金」と「リサイクル料金」がかかります。



パソコン

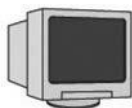
デスクトップパソコン（本体）



ノートパソコン



CRT ディスプレイ／一体型パソコン



液晶ディスプレイ／一体型パソコン



資源有効利用促進法により、パソコンメーカーなどによる自主的な回収・再資源化がされることになりました。これにより、パソコンは粗大ごみや燃やさないごみとして収集できません。下記の方法により回収をお申し込みください。

☆宅配便による回収

リネットジャパンリサイクル(株)と連携した宅配回収を実施しています。パソコンが含まれている場合、1箱分の回収料金（税込み1,848円）が無料です。（P.33参照）

☆パソコンメーカーによる回収

お持ちのパソコンのメーカーがわかる場合は、各メーカーに回収のお申し込みをしてください。

◎倒産したメーカーや自作のパソコンなどメーカーがわからない場合は下記にお申し込みください。

一般社団法人 パソコン 3R 推進協会 ☎ (5282) 7685 URL → <https://www.pc3r.jp/>

受付時間：月曜日～金曜日（土・日・祝日及び年末年始などの当協会休日を除く）

午前 10 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）



←このマークがついているパソコンは、新たに料金はかかりません。

←このマークがついていないパソコンは、リサイクル料金が必要です。（宅配便による回収では不要です。）
（平成 15 年 9 月 30 日以前に購入したもの）

【その他】

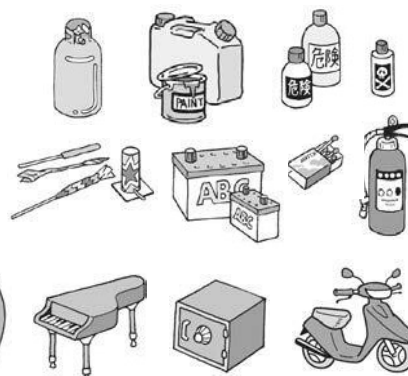
次に挙げるものは、購入店または専門業者へご相談ください。

- 有害性・危険性・引火性のあるもの、著しく悪臭を発するもの
例）ガスボンベ、石油類（ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル等）、工業薬品、花火、バッテリー、マッチ、消火器、液漏れや膨張した電池など

●その他

例）タイヤ、ピアノ、金庫、オートバイなど

※不明な点は清掃事務所にお問い合わせください。



動物死体の処理

◆自分が飼っている犬や猫などのペットが死んでしまった場合◆

自己処理が難しい場合は、25kg以下であれば、清掃事務所に引き取りを依頼することができます。**処理手数料は、1頭 3,000円です。**

◆道路や空き地に動物の死体がある場合◆

道路や空き地の所有者または管理者にお問い合わせください。

ふれあい収集

清掃事務所の職員がお宅の玄関先まで訪問して、安否などの確認とごみや資源を収集する“ふれあい収集”を行っています。また、粗大ごみについても、収集作業員が室内から運び出し、収集を行います。

＜利用できる方＞

障害のある方や65歳以上の高齢者のみの世帯で、身近な人の協力を得ることができず、ごみや資源を集積所まで運び出すことが困難な方（事前の申込みが必要です）。



ふれあい指導

清掃事務所の職員が区民や事業所の皆さんとお話ししながらごみの排出マナーを向上させるため「ふれあい指導」を実施しています。

集積所のごみの分別が悪いなど、お困りの方はご相談ください。

ごみ減量・リサイクルアドバイザー

町会や自治会、マンション、事業者、商店街などからのご要望により、清掃事務所の職員を「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」として派遣し、ごみに関する問題などを皆さんと一緒に考えるとともに、ごみと資源の分け方・出し方についてアドバイスを行っています。

ご希望の方はお問い合わせください。

カラス対策

集積所をカラスなどに荒らされてお困りの方に、清掃事務所では防鳥ネットの無料貸し出しを行っています。

ご希望の方はお申し込みください。



不法投棄

◎**集積所**で不法投棄を発見したら、清掃事務所へご連絡ください。

＜集積所以外で発見した場合は、その場所の管理者へご連絡ください。＞

- ・ 国道 → 東京国道事務所
☎ (3512) 9090
- ・ 都道 → 東京都第一建設事務所
☎ (3542) 1475
- ・ 区道 → 環境土木部管理調整課土木監理係
☎ (3546) 5415
- ・ 公園 → 環境土木部水とみどりの課公園河川係
☎ (3546) 5435

※私道や私有地に置かれた不法投棄は、区では撤去することができません。私有地を管理されている方は、不法投棄をさせない対策（柵を作る、貼り紙をするなど）をお願いいたします。



⚠ 不用品回収業者にご注意ください！

「家庭の不用品を無料で回収します」と広告やチラシで宣伝し、高額な料金を請求する業者がいます。不用品回収業者は、家庭の不用品をごみとして処分することはできません。このような業者への引き渡しは、トラブルや不法投棄の原因になる可能性があります。十分にご注意ください。

◆ 官公庁

環境省環境再生・資源循環局	☎ 3 5 8 1 - 3 3 5 1 (代) https://www.env.go.jp/
東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課	☎ 5 3 8 8 - 3 5 8 6 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/
東京二十三区清掃一部事務組合	☎ 6 2 3 8 - 0 6 0 3 https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/

◆ ごみ・リサイクル関係団体

一般社団法人 産業環境管理協会 資源・リサイクル促進センター	☎ 3 5 2 8 - 8 1 5 8 https://www.cjc.or.jp/
東京都資源回収事業協同組合	☎ 3 2 6 3 - 3 6 7 6 http://www.toushikyo.or.jp/
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会	☎ 5 5 3 2 - 8 5 9 7 https://www.jcpra.or.jp/
一般社団法人 東京都産業資源循環協会 (産業廃棄物に限る。)	☎ 5 2 8 3 - 5 4 5 5 https://tosankyo.or.jp/

◆ プラスチック類等

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	☎ 3 5 0 1 - 5 8 9 3 https://www.pprc.gr.jp/
PET ボトルリサイクル推進協議会	☎ 3 6 6 2 - 7 5 9 1 http://www.petbottle-rec.gr.jp

◆ 古 紙

公益財団法人 古紙再生促進センター	☎ 3 5 3 7 - 6 8 2 2 http://www.prpc.or.jp/
ちゅうおうエコ・オフィス町内会事務局代行 株式会社こんの東京営業所	☎ 0 9 0 - 6 7 8 9 - 8 6 9 9 https://www.o-cho.org/

◆ 電 池

一般社団法人 電池工業会	☎ 3 4 3 4 - 0 2 6 1 https://www.baj.or.jp/
一般社団法人 J B R C	☎ 6 4 0 3 - 5 6 7 3 https://www.jbrc.com/

◆ びん・缶

ガラスびん3R促進協議会	☎ 6 2 7 9 - 2 5 7 7 https://www.glass-3r.jp/
スチール缶リサイクル協会	☎ 5 5 7 7 - 2 2 4 1 https://www.steelcan.jp/
アルミ缶リサイクル協会	☎ 6 2 2 8 - 7 7 6 4 https://www.alumi-can.or.jp/

◆ インクカートリッジ

インクカートリッジ里帰りプロジェクト事務局	☎ 3 5 7 2 - 6 6 6 0 http://www.inksatogaeri.jp/
-----------------------	--

■中央区役所

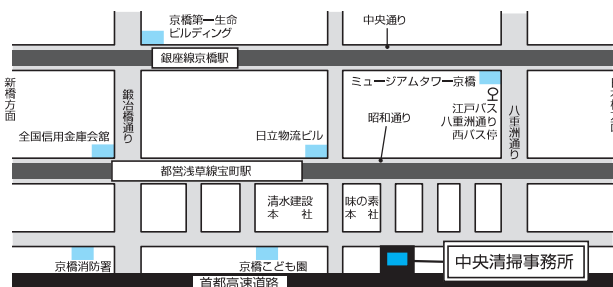
〒104-8404 中央区築地1-1-1
☎ (3543) 0211



- ・東京メトロ有楽町線「新富町」駅1番出口から徒歩1分
- ・東京メトロ日比谷線「築地」駅3・4番出口から徒歩5分

■中央清掃事務所

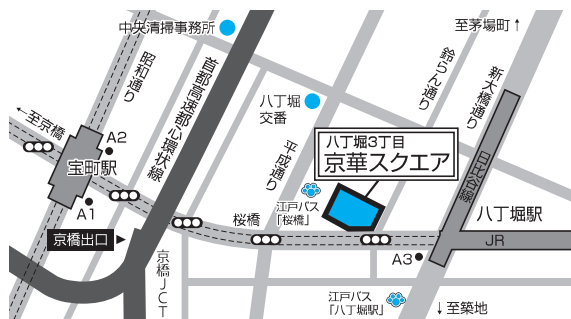
〒104-0031 中央区京橋1-19-6
☎ (3562) 1521



- ・都営浅草線「宝町」駅A8番出口から徒歩3分
- ・東京メトロ銀座線「京橋」駅4・6番出口から徒歩7分

■リサイクルハウスかざぐるま八丁堀

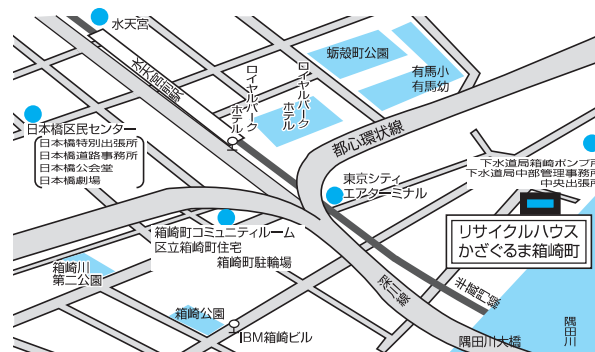
〒104-0032 中央区八丁堀3-17-9
京華スクエア3階
☎ (6275) 2961



- ・東京メトロ日比谷線/JR京葉線「八丁堀」駅A3番出口から徒歩1分
- ・都営浅草線「宝町」駅A1・A2番出口から徒歩5分
- ・江戸バス(北循環)「八丁堀駅」バス停から徒歩2分、「桜橋」バス停から徒歩3分

■リサイクルハウスかざぐるま箱崎町

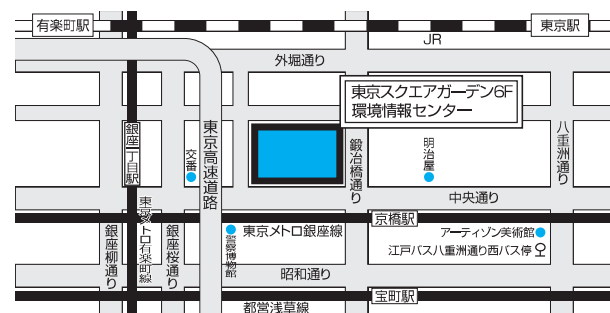
〒103-0015 中央区日本橋箱崎町36-15
☎ (3668) 5037



- ・東京メトロ半蔵門線「水天宫」駅1a番出口から徒歩3分
- ・東京メトロ日比谷線/都営浅草線「人形町」駅A1番出口から徒歩10分
- ・江戸バス(北循環)「箱崎町」バス停から徒歩1分

■環境情報センター「エコノバ」

〒104-0031 中央区京橋3-1-1
東京スクエアガーデン6階
京橋環境ステーション内
☎ (6225) 2433



- ・東京メトロ銀座線「京橋」駅3番出口すぐ
- ・東京メトロ有楽町線「銀座一丁目」駅7番出口から徒歩2分
- ・都営浅草線「宝町」駅A4番出口から徒歩2分
- ・JR「東京」駅八重洲南口から徒歩6分
- ・JR「有楽町」駅京橋口から徒歩6分
- ・江戸バス(北循環)「八重洲通り西」バス停から徒歩6分

2025年度

清掃・リサイクル ハンドブック

Cleaning and recycling Handbook



刊行物登録番号 6-081

編集・発行 中央区環境土木部中央清掃事務所
中央区京橋 1-19-6 ☎03(3562)1523

印刷 中部印刷株式会社東京支社
中央区日本橋小伝馬町4-9 9F ☎03(6661)6821

2025年3月発行

